

令和5年第3回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

令和5年9月1日(金) 開会

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	近藤 晃一
3 番	森田 裕康	4 番	福井 保夫
5 番	浅野 勉	6 番	上林 勝美
7 番	山岡 敏	8 番	増井 敬史
9 番	森田 瞳		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長	吉村 良昭	住 民 生 活 部 長	吉田 一弘
事 業 部 長	廣瀬 好郁	教 育 次 長	辻井 弘至
総 合 政 策 課 長	富士 青美	危 機 管 理 室 課 長	吉田 裕一
税 務 課 長	勝井 顯	住 民 課 長	増田 篤人
子ども家庭推進室課長	藤岡 征章	健康福祉推進室課長	井上 育久
事 業 課 長	池田 佳永	教 育 推 進 課 長	吉田 彰宏
会 計 室 長	西田 淳二		

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	議 会 事 務 局 主 事	宮前 智貴
-------------	-------	---------------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 行政報告
- 第 4 議員派遣について
- 第 5 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について）
- 第 6 議案第 1 号 安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 議案第 2 号 安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 8 議案第 3 号 安堵町交流館なでしこ設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 4 号 安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 5 号 令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について
- 第11 議案第 6 号 令和5年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について
- 第12 認定第 1 号 令和4年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第 2 号 令和4年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第 3 号 令和4年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第 4 号 令和4年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第 5 号 令和4年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第 6 号 令和4年度安堵町水道事業会計決算の認定について
- 第18 報告第 2 号 令和4年度決算に係る健全化判断比率報告書について
- 第19 報告第 3 号 令和4年度決算に係る資金不足比率報告書について

開 会

午前10時00分

議長（浅野 勉） おはようございます。

只今から、令和5年第3回安堵町議会定例会を開会いたします。

出席議員は9名です。

定足数に達していますので会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

はじめに、西本町長より開会にあたり御挨拶があります。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。空には赤とんぼが飛び交うようになりましたが、未だ残暑が厳しく続いており、秋の訪れが待ち遠しい今日この頃でございます。

今年8月には、4年ぶりに「安堵町ふれあい盆踊り大会」が開催され、約3,000人の来場者には、安堵町の夏を存分に楽しんでいただきました。フィナーレでは夜空を美しく飾る花火が打ち上げられ、元気な安堵町を実感したところでもございます。

本日は「防災の日」ですが、「防災週間」も設けられていることから、9月は「防災月間」でございます。災害についての認識を深めるとともに、災害の未然防止と減災対策、すなわち、自らの命は自らが守るために、自主防災力の強化を目指してまいりたいと考えているところでございます。

これからは、台風や線状降水帯がさらに発生しやすい時期でございます。本町におきましても、先ほど申し上げましたとおり、自然災害に対する備えの強化を一層努めてまいる所存でございますので、議員の皆様におかれましても、御協力の程よろしくお願い申し上げます。

そのような折、令和5年第3回安堵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員におかれましては、公私ともに忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

それでは、本日、提案させていただく案件でございますが、令和5年度補正予算の専決処分の報告が1件、人事案件2件、条例の一部改正2件、令和5年度補正予算2件、令和4年度決算の認定案件が6件、令和4年度決算に基づく報告案件が2件の、計15件でございます。

議員の皆様には御審議いただく前に、各案件の概略を説明させていただきます。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について）」は、中央公園多目的広場の内野グラウンド部分の土壌が傷み、改良工事を行うための予算補正でございます。当該、多目的広場においてイベントの開催が控えており、早急に施工する必要があったため、令和5年7月21日に専決処分をいたしましたので、議会に報告をするものでございます。

次に、議案第1号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、吉田栄治郎委員が、令和5年9月30日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を本町教育委員に任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第2号「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、有識者としての徳久亮太郎委員が、令和5年9月30日をもって任期満了となるため、後任に、新たに植平勝彦氏を同委員に選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第3号「安堵町交流館なでしこ設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」は、安堵町が所有し、運営管理する施設及び施設の附属設備器具等の使用料について、本町の財政健全化計画に基づき、また燃料費等の高騰による物価上昇により、見直しを行うものでございます。併せて、本年10月からインボイス制度導入に伴い、使用料に消費税等を含むことを明記するため、関係条例の一部を改めるものでございます。なお、期日は令和6年4月1日でございます。

次に、議案第4号「安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございますが、こども家庭庁設置法及び同法の関係法律の整備に関する法律の施行並びに関係省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。なお、施行日は公布の日でございます。

次に、議案第5号「令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について」は、がん患者が治療に伴う外見変化の補完支援事業費と令和4年度決算から地方特例交付金・普通交付税・臨時財政対策債が決定したこと等に伴う財源更正が主な理由でございます。

次に、議案第6号「令和4年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について」は、令和4年度の実績精算から追加交付があり、また財源更正を行うものでございます。

次に、認定第1号から認定第6号までは、令和4年度安堵町各会計の決算の認定についてでございます。まず、認定第1号は、一般会計歳入歳出決算の認定でございます。歳入総額41

億835万2,998円、歳出総額37億1,662万2,210円、差引額3億9,173万788円。このうち4,728万4,816円は、令和5年度繰越明許費繰越額でございます。

次に、認定第2号は、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定でございます。歳入総額9億4,338万7,573円、歳出総額9億4,846万3,069円、差引額マイナス507万5,496円で、単年度では黒字となり、累積赤字は一部改善したところでございます。

認定第3号は、下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。歳入歳出ともに、総額2億6,515万5,979円、差引額は0円でございます。

次に、認定第4号は、介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定で、歳入総額7億6,934万8,697円、歳出総額7億6,668万2,735円で、差引額266万5,962円となったところでございます。

次に、認定第5号は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定で、歳入総額1億2,331万8,161円、歳出総額1億2,291万9,361円で、差引額39万8,800円でございます。

次に、認定第6号、水道事業会計決算の認定では、収益的収入1億7,867万1,281円、収益的支出1億6,726万2,087円で、差引額1,140万9,194円となり、資本的収入は0円、資本的支出は4,528万9,574円となり、差引額マイナス4,528万9,574円でございますが、この不足分には、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度の消費税及び地方消費税資本的収支調整額を補填しております。

次に、報告第2号「令和4年度決算に係る健全化判断比率報告書について」及び報告第3号「令和4年度決算に係る資金不足比率報告書について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するもので、いずれの比率も早期健全化基準を下回っており、資金不足も該当しておりません。

以上、簡単に説明をさせていただきましたが、詳細は、その都度、担当課長より説明をさせていただきますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（浅野 勉） それでは、お手元の議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、6番 上林勝美議員、7番 山岡敏議員を指名します。よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から15日までの15日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から15日までの15日間とすることに決定しました。

議長（浅野 勉） 日程第3「行政報告」を行います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） それでは、令和5年第3回安堵町議会定例会の行政報告を行います。

まず、地域振興券の発行でございます。新型コロナウイルス感染症による影響が長引き、住民生活において、電気・ガス・食料品等の価格は高騰し続ける一方にあります。そのような中、本町では住民の皆様の家計を支援し、また町内企業を応援するために、町内取扱店舗で御利用いただける地域振興券をお配りしたいと考えております。1世帯あたり7,000円分で、有効期間は10月1日から12月26日まででございます。

詳細は、安堵町広報紙9月号に掲載しております。そして、詳しく周知させていただいておりますので御覧いただきたいと存じます。

次に、新型コロナワクチン接種の状況及び今後の予定についてでございます。今年の春夏開始のコロナワクチンの集団接種は、7月29日土曜日で終了しております。接種の実績については、8月29日現在、接種済みの方は1,790名です。そのうち65歳以上の方は1,556名で、61.14%となっております。12歳から64歳までの方は234名で、5.75%でございました。

今後の接種予定でございます。秋冬開始のコロナワクチンの集団接種は、今のところ10月中旬から実施する予定で準備を進めております。秋冬のコロナワクチン接種対象者は、5歳以上で1・2回目接種が終了している方でございます。接種に関する詳細が決まり次第、速やかにワクチン接種できる体制を整えてまいり所存でございます。

次に、災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定を締結しております。令和5年8月29日に、佐川急便株式会社京都支店と災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定を締結いたしました。

災害が発生した際、食料品や生活必需品等の物資を本町が受け入れをしたり、配送をしたりする場合に、御協力いただくことを目的とするものでございます。被害を受けられた方々のための円滑な生活支援につながるものと期待しているところでございます。

以上でございます。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。辰己教育長。

（辰己教育長 登壇）

教育長（辰己秀雄） 改めて、おはようございます。教育委員会 辰己でございます。教育委員会所管事務のうち、6月議会で御報告させていただいた以降の、新たな事項について報告させていただきます。

まず、こども園・町立学校において、令和5年度の1学期教育課程の執行を終え、夏期休業、そして本日2学期始業式を迎えております。

2学期には体育的行事として、安堵中学校では9月28日木曜日に体育大会、安堵小学校では9月30日土曜日に体育学習参観、安堵こども園では10月7日土曜日に運動会を実施予定しております。なお、御来賓については年度初めの入学・入園式と同様、各代表参加案内を基本とし、縮小した開催案内に御理解をお願い申し上げます。

現在、5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改訂されています。今後も、学校・園の教育活動の継続を前提とした上で、幼児児童生徒の健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生指導を行いつつ、学びを保障してまいりたいと考えております。

次に、教育委員会が所管しております社会教育施設等の施設利用でございますが、11月1日より利用制限を解除して利用いただいております。5月8日以降は利用者のマスク着用も個人の

判断に委ねられている状況です。今後、令和5年度の「安堵町民体育祭」については、実行委員会で協議いただき、10月29日日曜日の予定をしております。

今後も、各感染症の地域や学校・園での拡大防止に注視をしながら、町立学校、こども園の諸行事の実施、社会教育施設の運営の回復に努めたいと考えております。

以上、教育委員会関係の御報告とさせていただきます。

議長（浅野 勉） 日程第4「議員派遣について」を議題とします。

お手元の資料、「議員派遣について」を御覧ください。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び安堵町議会会議規則第122条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

1. 目的、次の事項について議員派遣を行い、市政の発展に寄与することを目的とする。

（1）スポーツでのまちづくり、スポーツ施設の維持管理及び部活動の地域移行などについて視察を行う。

（2）災害への危機意識を高め、いざという時の防災対応能力の向上を図るため研修を行う。

2. 派遣場所、和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3871 上富田町 上富田スポーツセンター
和歌山県和歌山市八番丁12番地 和歌山市消防局防災学習センター

3. 派遣期日、令和5年10月23日月曜日から10月24日火曜日まで

4. 派遣議員、全議員です。

お諮りします。

配布資料のとおり、議員派遣をすることについて御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

配布資料のとおり議員派遣することに決定をいたしました。

議長（浅野 勉） 日程第5 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 改めまして、おはようございます。総合政策課 富士です。よろしくお願いいたします。それでは、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について）」、御説明させていただきます。

本補正理由といたしまして、中央公園多目的広場の内野グラウンドの水はけが悪く、利用者の安全性等の観点から、土壌改良工事を行う必要があるための予算補正です。

中央公園多目的広場において今、イベントの開催が控えておりまして、早急に土壌改良工事を行う必要があったので、令和5年7月21日に専決処分をさせていただきましたので、議会に報告するものです。

補正予算書9ページ、10ページをお願いいたします。

歳出において、9款 教育費におきまして、グラウンド整備工事費として256万4,000円増額。

7ページ、8ページをお願いします。

そして、それに充てる財源ですけれども、18款 繰入金、1項 基金繰入金、財政調整基金256万4,000円を増額して、これを当該事業に充てます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和5年9月1日報告、安堵町長 西本安博。

次のページの、専決処分書をお願いします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）を別紙のとおり専決処分する。

令和5年7月21日専決、安堵町長 西本安博。

補正予算書1ページをお願いいたします。

令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）

令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ256万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億5,011万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年7月21日専決、安堵町長 西本安博。

補正予算書2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部です。18款 繰入金、1項 基金繰入金、補正前の額3億2,510万2,000円、補正額256万円、計3億2,766万6,000円。

続きまして、3ページをお願いします。

歳出の部。9款 教育費、6項 保健体育費、補正前の額8,657万1,000円、補正額256万4,000円、計8,913万5,000円。

よって、歳入歳出ともに、合計、補正前の額37億4,755万3,000円、補正額256万4,000円、計37億5,011万7,000円となります。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛いたします。

御審議、御承認の程、よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより報告第1号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

報告第1号は原案のとおり承認されました。

議長（浅野 勉） 日程第6 議案第1号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 議案第1号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、御説明いたします。

本町教育委員会委員4名のうち、吉田栄治郎委員が令和5年9月30日をもって任期満了となりますが、お手元の略歴に記載していますように、教育関係の識見を有し、人格高潔な人物でおられます。よって、引き続き同氏を同委員に任命することについて、議会の同意を求めるものです。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第1号 安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

住所 ■■■■■■■■■■■■

氏名 吉田栄治郎

生年月日 ■■■■■■■■■■生（■■歳）の方です。

御審議、御可決の程、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長(浅野 勉) 日程第7 議案第2号「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富士青美) はい、議長。

議長(浅野 勉) はい。富士総合政策課長。

(富士総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富士青美) 議案第2号「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」、御説明いたします。

識見を有する者から選任されている監査委員である、徳久亮太郎委員が令和5年9月30日をもって任期満了となるため、後任者として、お手元の略歴の経験を有し、人格高潔な人物でおられる、植平勝彦氏を同職に選任することについて、議会の同意を求めるものです。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第2号 安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町監査委員に選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏名 植平勝彦

生年月日 ■■■■■■■■■■生（■■歳）の方です。

御審議、御可決の程、よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（浅野 勉） 日程第8 議案第3号「安堵町交流館なでしこ設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 議案第3号「安堵町交流館なでしこ設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」、提案理由を御説明させていただきます。

安堵町が所有し、運営管理する施設及び施設附属設備器具の使用料について、本町財政健全化計画、燃料等の高騰による物価上昇の見直し、また令和5年10月からインボイス制度導入に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

新旧対照表の1ページ目をお願いいたします。

第1条 安堵町交流館なでしこ設置及び管理に関する条例の一部改正では、12ページの新旧対照表の別表のように改めます。失礼いたしました。第1条につきましては、11ページの新旧対照表のように別表を改めます。

第2条 安堵町体育施設条例の一部改正は、新旧対照表12ページからになります。納付は前納で、使用者の都合で不使用の場合は全額納付することとし、特別な理由があると認める主体を「教育長」から「教育委員会」に改めます。また各使用料を別表及び別表3のように改めます。

次に、第3条 安堵町・トーク安堵カルチャーセンター設置及び管理条例の一部改正は、新旧対照表17ページになります。別表1に掲げる各施設の使用料を改め、施設附属設備器具等の使用料を定める「別表2」を追加いたします。

次に、第4条です。新旧対照表は20ページです。安堵町立学校の体育施設開放に関する条例の一部改正です。新旧対照表の別表のとおり改めます。

次に、第5条 安堵町歴史民俗資料館条例の一部改正は、新旧対照表21ページにあるとおり使用料を改正いたします。

第6条 安堵町福祉保健センター条例の一部改正は、新旧対照表22ページに掲げておりますとおりに使用料を改めます。

第7条 安堵町総合センターひびき設置及び運営に関する条例の一部改正は、23ページの新旧対照表のように使用料を全面改めます。

第8条 安堵町文化観光館「四弁花」設置及び管理に関する条例の一部改正は、24ページにある新旧対照表のとおり使用料を改めます。

最後に、第9条 安堵町観光自動車駐車場条例の一部改正は、25ページにある新旧対照表のとおり駐車料金をそれぞれ改めます。

施行期日は令和6年4月1日。経過措置として、使用料の納付時期が当該施行日前の場合は変更前の使用料を、施行日以後の場合は変更後の使用料を適用することといたします。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第3号 安堵町交流館なでしこ設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

安堵町交流館なでしこ設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先ほど御説明したとおりでございますので割愛させていただきます。

以上、御審議、御可決の程よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長（浅野 勉） 日程第9 議案第4号「安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。藤岡子ども家庭推進室課長。

（藤岡子ども家庭推進室課長 登壇）

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） 子ども家庭推進室 藤岡です。よろしくお願いいたします。私の方からは、議案第4号「安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を説明させていただきます。

本改正につきましては、こども家庭庁が設置され、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等が施行されたことに伴い、関係省令が改正されました。当該条例は「従うべき基準・参酌すべき基準」に掲げる府省令に定める基準に沿って定められております。そのため、関係省令の改正に合わせ、条例整備を行うものであります。

詳細につきましては、議案書5ページ目の新旧対照表を御覧ください。

改正内容といたしまして、第4条第2項では、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による改正で、子ども・子育て支援法第19条は、第2項が削られて1項立ての条とされたため、同条を引用する場合には項を言及しない形に改める必要があります。

同様に、第6条、次のページにあります第7条、第8条、次のページの第13条、9ページ目の第20条、第35条、次のページの第36条、その次のページ37条、次のページ39条、次のページ第51条の改正につきましても、同条の引用箇所となりますので、項を言及しない形に改めます。

少し戻りまして、新旧対照表の8ページでございます。第15条では、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による学校教育法の改正で、同法第25条には、第2項及び第3項が新設されました。引用すべき規定は同条第1項に限られますので、項まで特定する形に改めるものであります。

新旧対照表13ページです。第44条では、こども家庭庁設置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令による、児童福祉施設の整備及び運営に関する法律の改正で、同令第35条中の「厚生労働大臣が定める指針」は「内閣総理大臣が定める指針」に改められていきますので、本条例もそれに合わせるものでございます。

その他、法律改正に合わせる改正でございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行させていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第4号 安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例について

安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただきました内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしく願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田瞳議員。

9番（森田 瞳） ちょっと今回の特定教育、また保育施設ですね、及び特定地域型保育事業の運営に関する基準ということでございますけれども、この内容の変更については、これは法律の改正に伴っての変更だということでございます。

安堵町の方に、ちょっとこの件ですね、直接関連は、いたさないと私は思うのですが、保健センターの方で、今現在この、こども家庭庁が新たに設置されたと、この機会に保健センターの一部を間借りして、そちらの方で子供の施設を拡張していこうということの計画が、もうすでに、なされているようでございますけれども、この辺の進捗状況につきまして、併せてちょっとその辺でお聞かせ願いたい、かように思います。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。藤岡課長、お願いいたします。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） 自席より失礼いたします。今の、森田議員の御質問なんですけれども、今現在、施設の改修に向けまして、設計業者さんと内容につきまして相談させてもらっている状況でございます。今のところ、進捗というのは、その程度のものなんですけれども随時、動きがあり次第、報告させていただきたいと考えております。

以上です。

9 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田議員。

9 番（森田 瞳） 設計の段階ということで今、御答弁いただいたんですけども、これは、目標は年度内に竣工ということで理解してよろしいのですか。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。藤岡課長。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） 年度内に執行させてもらう予定でございます。一応、繰越も考えておるのんですけども、繰越もあり得るということで、県の方とは相談させていただいております。

以上です。

9 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田議員。

9 番（森田 瞳） 課長に、ちょっとしつこく言うのやけども、繰越ということを前提に、今、9月の段階で繰越も視野に入れながら、ということで、やる気あるのか、ないのか、ということをはっきり言わんことには。でしょ。年度内でしっかり予算付けされて、やってきている事業ということであるねんから、一応3月を目途に、やはりやっていこうということの気迫がいるんですよ。気迫が。

だから私、いつ頃の完成の予定をされているかということになったら、年度内なら、年度内ということで、今の段階から繰越も視野に入れて県の方と調整しているということを今、おっしゃったんですけども、ちょっとぬるい。

やっぱり子供たちにとって、待ち望んでおるといふ以上は、保健センターの中での、高齢の人たちのものを身を切ってですよ、子供たちに提供しようという計画が、なされとるねんから、1日でも早く、やはり竣工を目指していただけるようにですね、お願いをして私の質問は終わります。

以上です。

議長（浅野 勉）はい。他に、質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（浅野 勉） 只今10時44分です。11時まで暫時休憩を取りたいと思います。

よろしくお願いします。

休 憩（午前10時44分）

再 開（午前11時00分）

議長（浅野 勉） 皆さんお揃いですので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 議案第5号「令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について」を

議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 議案第5号「令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について」、御説明させていただきます。

はじめに歳出ですが、まず一つ目、民生費。令和4年度介護保険特別会計（保険事業勘定）において剰余金が出たこと、及び介護保険被保険者の低所得者保険料軽減負担金が追加交付されること等から、介護保険特別会計から繰出金を一般会計に繰入れることになったため、一般会計における繰出金を208万7,000円減額いたします。

二つ目は、衛生費です。がんとの共生に向けたアピアランス支援事業です。がん患者が、がん治療に伴う外見変化を補完するための補整具等を購入した場合に、その費用、1件あたり2万円を上限とします。その2分の1を支援する事業で、そして事業費として20万円を追加。当該事業の財源の2分の1は県補助金によります。

三つ目、諸支出金。前年度決算剰余金について、財政調整基金に1億7,230万円、教育・文化振興基金に3,450万円、公共施設等基金に3,450万円を積立てます。

次に、歳入についてですが、主に財源更正です。

まず一つ目、地方特例交付金、普通交付税及び臨時財政対策債が算定確定いたしましたので、地方特例交付金135万4,000円を増額、地方交付税5,691万4,000円を増額、町債を295万9,000円減額いたします。

二つ目、介護保険特別会計（保険事業勘定）からの繰入れに伴い、それに係る国庫支出金13万1,000円を増額します。

三つ目、介護保険特別会計からの繰入れに伴うもの、及びアピアランス支援事業補助金に係る県支出金、計16万6,000円を増額いたします。

四つ目、令和4年度決算の確定に伴い、繰越金3億4,444万5,000円を増額。

五つ目、繰入金ですが、以上により財政調整基金からの繰入金1億6,063万8,000円を減額いたします。

次に、債務負担行為ですが、2か年で策定を予定している、第3期安堵町子ども・子育て支

援事業計画策定業務を一括で契約の締結を行いたいため、及び令和6年度から令和8年度学童保育業務委託の長期契約を行うにあたり、あらかじめ契約準備を行う必要があるため追加いたします。

地方債補正については、臨時財政対策債の限度額の変更です。臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴い295万9,000円減額します。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第5号 令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）を別紙のとおり提出する。

令和5年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第5号 令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）

令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億3,941万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,953万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部。9款 地方特例交付金、1項 地方特例交付金、補正前の額347万9,000円、補正額135万4,000円、計483万3,000円。

10款 地方交付税、1項 地方交付税、補正前の額15億7,000万円、補正額5,691万4,000円、計16億2,691万4,000円。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、補正前の額1億7,744万円、補正額13万1,000円、計1億7,757万1,000円。

15款 県支出金、1項 県負担金、補正前の額1億1,838万5,000円、補正額6万6,000円、計1億1,845万1,000円。同款、2項 県補助金、補正前の額7,728万2,000円、補正額10万円、計7,738万2,000円。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、補正前の額3億2,766万6,000円、補正額マイナス1億6,063万8,000円、計1億6,702万8,000円。

19款 繰越金、1項 繰越金、補正前の額1,000円、補正額3億4,444万5,000円、計3億4,444万6,000円。

21款 町債、1項 町債、補正前の額2億2,190万円、補正額マイナス295万9,000円、計2億1,894万1,000円。

続きまして3ページ、歳出の部をお願いします。

3款 民生費、1項 社会福祉費、補正前の額7億9,174万7,000円、補正額マイナス208万7,000円、計7億8,966万円。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、補正前の額1億1,186万円、補正額20万円、計1億1,206万円。

12款 諸支出金、1項 基金費、補正前の額493万7,000円、補正額2億4,130万円、計2億4,623万7,000円。

よって、歳入歳出合計。補正前の額37億5,011万7,000円、補正額2億3,941万3,000円、計39億8,953万円。

4ページ、第2表 債務負担行為補正、1件目は、第3期安堵町子ども・子育て支援事業計画策定業務、期間は令和6年度。その限度額は374万円。2件目は、放課後児童対策事業、期間は令和6年度から令和8年度。限度額は6,138万円。合計6,512万円です。

次のページの、第3表 地方債補正をお願いいたします。先ほど御説明いたしましたように、限度額を1,404万1,000円に変更します。

6ページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上です。

御審議、御可決の程よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長（浅野 勉） 日程第11 議案第6号「令和5年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）
補正予算（補正第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉推進室課長（井上育久） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。井上健康福祉推進室課長。

（井上健康福祉推進室課長 登壇）

健康福祉推進室課長（井上育久） 改めまして、おはようございます。健康福祉推進室 井上でございます。よろしくお願いいたします。議案第6号「令和5年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について」、説明させていただきます。

本補正につきましては、一つ目として、令和4年度に概算交付を受けておりました介護給付費負担金、地域支援事業交付金及び支払基金交付金につきまして、実績に基づいて精算したと

ころ1,566万7,000円の超過交付が生じ、令和5年度で返還するための増額補正と、令和4年度の実績精算で1,758万6,000円の追加交付を受けましたので、歳入の財源更正をいたすための補正でございます。

二つ目として、低所得者に対して軽減措置を実施している介護保険料に充当する国庫支出金と県支出金の交付金額が確定したため、歳入での財源更正を行うための補正です。

三つ目といたしまして、高額医療合算介護サービス費を利用者へ早急に支出する必要性が生じたための補正でございます。

四つ目として、決算の結果、剰余金が発生しましたので、財源更正を行うための補正でございます。

それでは、詳細につきまして補正予算書により説明させていただきます。補正予算書11ページをお願いいたします。

歳出の部。2款 保険給付費、6項 高額医療合算介護サービス等費、1目 高額医療合算介護サービス費で23万円の増額補正です。

6款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、3目 償還金で1,566万7,000円の増額補正です。この財源といたしまして、戻っていただきまして7ページをお願いいたします。

歳入の部。1款 保険料、1項 介護保険料、1目 第1号被保険者保険料でマイナスの19万7,000円の減額補正です。

4款 支払基金交付金、1項 支払基金交付金、1目 介護給付費交付金で140万4,000円の増額補正です。

5款 県支出金、1項 県負担金、1目 介護給付費負担金で1,618万2,000円の増額補正でございます。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 介護給付費繰入金でマイナスの228万4,000円の減額補正です。同款、同項、4目 低所得者保険料軽減繰入金で19万7,000円の増額補正です。

次のページ、9ページをお願いいたします。

8款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金で266万5,000円の増額補正でございます。

以上でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第6号 令和5年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和5年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

令和5年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第6号 令和5年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）

令和5年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,796万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,040万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部。1款 保険料、1項 介護保険料、補正前の額1億9,573万4,000円、補正額マイナスの19万7,000円、計1億9,553万7,000円。

4款 支払基金交付金、1項 支払基金交付金、補正前の額2億1,970万8,000円、補正額140万4,000円、計2億2,111万2,000円。

5款 県支出金、1項 県負担金、補正前の額1億1,389万2,000円、補正額1,618万2,000円、計1億3,007万4,000円。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、補正前の額1億3,644万7,000円、補正額マイナスの208万7,000円、計1億3,436万円。

8款 繰越金、1項 繰越金、補正前の額1,000円、補正額266万5,000円、計266万6,000円。

歳入合計。補正前の額は8億6,244万円、補正額1,796万7,000円、計8億8,040万7,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出の部。2款 保険給付費、6項 高額医療合算介護サービス等費、補正前の額は300万円、補正額230万円、計530万円。

6款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、補正前の額は43万円、補正額1,566万7,000円、計1,609万7,000円。

歳出合計。補正前の額は8億6,244万円、補正額1,796万7,000円、計8億8,040万7,000円です。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決の程よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） 先ほどの井上課長の説明で、議案書 11 ページ、3 歳出、2 款 保険給付費、6 項 高額医療合算介護サービス等費、1 目 高額医療合算介護サービス費の説明の所で「23 万円」と説明がありましたが「230 万円」で訂正したいと思いますけども。

課長、それでよろしいですか。

健康福祉推進室課長（井上育久） すみません。はい。

議長（浅野 勉） はい。その訂正、よろしくお願ひしたいと思います。

これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより、議案第 6 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

議長（浅野 勉） 日程第12 認定第1号「令和4年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第17 認定第6号「令和4年度安堵町水道事業会計決算の認定について」までの6議案を一括議題とします。

只今、議題としました6議案について、一括して提案理由の説明を求めます。

会計管理者職務代理（西田淳二） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。西田会計管理者職務代理。

（西田会計管理者職務代理 登壇）

会計管理者職務代理（西田淳二） 改めまして、おはようございます。会計室の西田でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。それでは認定第1号から第6号、令和4年度安堵町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定につきまして、一括して御説明いたします。

本年5月末日の出納閉鎖後、令和4年度決算処理を行い、7月20日から24日までの3日間で、監査委員による決算審査を得まして、本9月議会定例会において認定をお願いすべく上程するものでございます。

それでは、認定第1号から第6号までの議案書を朗読いたします。

認定第1号～第5号 令和4年度安堵町歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和4年度安堵町歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会に提出し、認定を求める。

1 令和4年度安堵町歳入歳出決算の認定について

認定第1号 一般会計歳入歳出決算

認定第2号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第3号 下水道事業特別会計歳入歳出決算

認定第4号 介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算

認定第5号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

2 令和4年度安堵町各種会計別決算総括表、款別決算額比較表、決算書、実質収支に関する調書、決算事項別明細書、財産に関する調書

3 監査委員審査意見書

4 主要な施策の成果の説明書

令和5年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

決算書2ページをお願いいたします。

令和4年度 安堵町会計別決算総括表の一般会計予算額4億7,081万3,000円に対しまして、歳入総額は4億8,352万2,998円、歳出総額は3億7,166万2,210円となり、歳入歳出差引額は3億9,173万788円となりました。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源の、繰越明許費繰越額4,728万4,816円を控除いたしました実質収支額は3億4,444万5,972円となり、翌年度へ繰り越しました。

歳入につきまして、前年に比べ2億566万6,704円の増額となりました。

歳出につきまして、前年に比べ9,174万9,113円の増額となりました。

次に、各特別会計決算でございます。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、予算額10億5,515万4,000円に対しまして、歳入総額は9億4,338万7,573円。歳出総額は9億4,846万3,069円となり、歳入歳出差引額はマイナス507万5,496円となりました。不足額は、翌年度繰上充用金をもって補填いたしました。

次に、下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、予算額2億8,821万7,000円に対しまして、歳入総額は2億6,515万5,979円、歳出総額は2億6,515万5,979円となり、歳入歳出差引額は0円となりました。なお、下水道事業特別会計につきましては、地方公営企業法の適用により、令和5年3月31日付で打切決算となっております。

次に、介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算につきまして、予算額8億2,718万7,000円に対しまして、歳入総額は7億6,934万8,697円、歳出総額は7億6,668万2,735円、歳入歳出差引額は266万5,962円となり、翌年度へ繰り越しました。

次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、予算額1億3,020万円に対しまして、歳入総額は1億2,331万8,161円、歳出総額は1億2,291万9,361円となり、歳入歳出差引額は39万8,800円となり、翌年度へ繰り越しました。

総合計につきまして、予算額65億7,157万1,000円に対しまして、歳入総合計は62億956万3,408円、歳出総合計は58億1,984万3,354円、歳入歳出差引残高総合計は3億8,972万54円となり、うち繰越明許費繰越額は4,728万4,816円、翌年度繰越額は3億4,243万5,238円となりました。

会計別決算総括表は、以上でございます。

次に、認定第6号「令和4年度安堵町水道事業会計決算の認定について」、御説明をさせていただきます。

令和4年度水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

認定第6号 令和4年度安堵町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和4年度安堵町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会に提出し、認定を求める。

令和5年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

次に、決算書1ページ、令和4年度安堵町水道事業決算報告書を御覧ください。

収益的収入及び支出については、収入では、水道事業収益決算額1億7,867万1,281円、支出では、水道事業費用決算額1億6,726万2,087円となりました。

決算書の2ページを御覧ください。

資本的収入及び支出については、収入では、資本的収入決算額0円、支出では、資本的支出決算額4,528万9,574円となりました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,528万9,574円は、過年度分損益勘定留保資金4,149万5,774円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額379万3,800円で補填いたしました。

以上、令和4年度安堵町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定についてでございます。

御審議の上、認定賜りますよう、お願いいたします。

議長（浅野 勉） 続きまして、決算審査意見を報告してください。

議会選出監査委員（近藤晃一） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。近藤監査委員。

（近藤議会選出監査委員 登壇）

議会選出監査委員（近藤晃一） 議会選出監査委員の近藤でございます。それでは、監査委員による決算審査の結果について報告します。

これは、代表監査委員との合議によるものであることを最初に申し上げておきます。

はじめに、安堵町一般会計及び特別会計決算審査の結果でございます。

審査の対象、令和4年度安堵町一般会計歳入歳出決算、安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算、安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）

歳入歳出決算、安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。

審査の期間につきましては、令和5年7月20日、21日、24日でございます。

実施者は、安堵町監査委員 徳久亮太郎、同じく近藤晃一。

審査の方法、審査に付された各決算書及び決算付属書類が、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係帳簿その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の審査手続を実施した。

会計管理者が所管している諸帳簿及び決算に関する証拠書類等と照合し、また、関係職員から説明を聴取するとともに、定期監査及び例月現金出納検査の結果を踏まえて審査を実施した。

なお、有価証券等については令和5年7月20日に確認を行った。

審査の結果でございます。審査に付された一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の各計数は、関係法令に準拠して作成され、誤りのないものと認められた。

また、各基金の運用状況についても、計数に誤りなく適正に運用されているものと認められた。

決算の結果、概要及び基金については、決算審査意見書2ページ以降のとおりでございます。

それでは審査の結果の意見を申し述べます。

審査意見。

令和4年度を始期とする「第5次安堵町総合計画」「第2期総合戦略」を実行するにあたり、切れ目のない施策が展開できるよう必要な諸経費が計上され、住民生活に影響のあるものや、町の発展につながる事業及び新型コロナウイルス感染症対応に係る事業を実施。特に新型コロナウイルス感染症対策として、子育て世帯への町独自給付、新型コロナウイルスワクチン接種事業、町内の地域経済活性化のための地域振興券の配布等の支援を行った。

令和4年度の決算は、一般会計については、歳入合計で41億835万2,998円、支出合計37億1,662万2,210円、差引額は3億9,173万788円で、翌年度繰越財源4,728万4,816円を減じた実質収支額も3億4,444万5,972円と黒字となっている。

一般会計の自主財源は13億4,533万5,161円、財政構成においては32.73%であり、前年度と比べ4.39%増であるが、依然として低率となっている。町行政の活動の自主性・安定性を得るため、自主財源の増額を図るための策定が必要と思われる。

また、国民健康保険特別会計を除く特別会計についても実質収支額は黒字となっており、本町の財政は収支において健全状態にあると言える。ただし、多額の不用額が出ている現状もあり、今後の予算編成及び執行において留意しておくべきものと思われる。

今後、より一層厳しい行政運営が予想されるが、計画的・効率的な財政運営で、限られた財

源を最大限に活用し、効果を上げるよう町民の生活向上に努めることを期待するものである。

今後の財政運営につきましては、世界情勢の変動による物価高のため、歳出の増加が懸念される。より一層健全な財政運営に向けた取組を進められるとともに、自主財源の拡大策を引き続き検討し、安定した歳入の確保に努められたい。

令和5年度も「第5次安堵町総合計画」「第2期総合戦略」を基に、子育て、教育、医療、生活環境等、新たな取組が行われ、役場全体の業務量がさらに増えることが懸念される。労力や支出に応じた成果が出ているか、常に業務の見直しを行い、よりよい方法があれば実行されたい。

新型コロナウイルス感染症の5類移行と並行して、各種イベント開催の機運がある。財政面では、目的・効果・実施主体等あらゆる方向から精査し、イベント内容の見直しに努められたい。

続いて、令和4年度安堵町水道事業会計決算審査の結果について申し述べます。

審査の対象、令和4年度安堵町水道事業会計決算。

審査の期日は、令和5年7月24日。

審査の実施者、安堵町監査委員 徳久亮太郎、同じく近藤晃一。

審査の方法、審査に付された決算書類が関係法令に準拠して作成され、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳簿その他の会計帳票及び関係書類との帳簿突合、証憑突合、決算突合等の通常実施すべき審査手続及び必要と認めたその他の審査手続を実施した。

また、関係職員から説明を聴取するとともに、定期監査及び例月現金出納検査の結果を踏まえて審査を実施した。

なお、審査にあたっては、水道事業が地方公営企業法第3条の規定に従い、合理性と能率性の発揮と公共の福祉を増進するよう運営されたかどうかを検討するための分析等も行った。

第5 審査の結果、審査に付された令和4年度安堵町水道事業会計決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、当事業年度の経営成績及び当事業年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

決算の概要は、決算意見書2ページ以降のとおりでございます。

それでは、審査結果の意見を申し述べます。

令和4年度決算において、営業収益が1億4,461万7,223円で、対前年度951万4,824円減少し、うち給水収益は1億3,805万6,268円で、対前年度77万3,248円減少した。

また、営業費用は1億5,597万6,016円で、対前年度433万7,951円増加した。これに営業外収益1,969万5,240円と特別利益2万9,513円を加算し、営業

外費用75万3,996円を減算した結果、当年度純利益は761万1,964円となり、前年度繰越利益剰余金7億4,038万2,429円を加味すると、令和4年度の利益剰余金は7億4,799万4,393円となった。

令和4年度の決算に関して、水道事業の収益は1億6,434万1,976円で対前年度991万1,830円の減少という結果となっている。

資本的収支についても、予算内で計画的に執行できている。今後も収支について精査しつつ、水道事業運営を適切に進められたい。

以上でございます。

議長（浅野 勉） これより、一括質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

認定第1号につきましては私、議長と監査委員である近藤議員を除く7名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は、議長と監査委員を除く7名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

次に、認定第2号から認定第6号までの5議案についても、議長と監査委員である近藤議員を除く7名の委員で構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第6号までの5議案については、議長と監査委員を除く7名の委員で構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

只今、設置されました各決算審査特別委員会の正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩します。

休 憩（午前11時40分）

再 開（午前11時45分）

議長（浅野 勉） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほど設置されました各決算審査特別委員会の正副委員長を申し上げます。

一般会計決算審査特別委員会 委員長 松田勝議員、副委員長 森田裕康議員。

特別会計等決算審査特別委員会 委員長 福井保夫議員、副委員長 上林勝美議員。

以上です。よろしくお願いします。

それと、少し付け加えまして、9月5日の一般会計審査特別委員会の席で、今まで財政健全化について私たち議員の方、色々検討させていただきました。その財政健全化計画の概要につきまして、まず冒頭に説明をいただきたいと思います。

資料等の御準備をよろしくお願いいたしますと思いますので、申し上げます。

議長（浅野 勉） 続きまして、日程第18 報告第2号「令和4年度決算に係る健全化判断比率報告書について」及び日程第19 報告第3号「令和4年度決算に係る資金不足比率報告書について」を一括議題とします。

一括して、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

(富士総合政策課長 登壇)

総合政策課長（富士青美） 報告第2号「令和4年度決算に係る健全化判断比率報告書について」、そして報告第3号「令和4年度決算に係る資金不足比率報告書について」を一括して御説明させていただきます。

はじめに、報告第2号の方についてですが、実質赤字比率と連結実質赤字比率については、黒字であったため該当いたしません。

また、実質公債費比率及び将来負担比率については、それぞれ早期健全化基準値を下回っておりますので該当いたしません。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第2号 令和4年度決算に係る健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和4年度の健全化判断比率を次のとおり報告します。

「記」に掲げております表については、先ほど御説明したとおり実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字に該当しません。そして、実質公債費比率5.8%、将来負担比率6.4%について、基準値を大きく下回っておりますので該当いたしません。

令和5年9月1日報告、安堵町長 西本安博。

次に、報告第3号について御説明いたします。

同法律第22条第1項の規定により、令和4年度の資金不足比率を次のとおり報告します。

水道事業会計、下水道事業会計ともに資金不足比率は該当いたしません。

令和5年9月1日報告、安堵町長 西本安博。

以上、御報告いたします。

議長（浅野 勉） 続きまして、審査結果について報告を求めます。

議会選出監査委員（近藤晃一） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。近藤監査委員。

(近藤議会選出監査委員 登壇)

議会選出監査委員（近藤晃一） それでは、監査委員2名を代表いたしまして、令和4年度決算に係る財政健全化判断比率の審査結果及び資金不足比率の審査結果について、一括して報告いたし

ます。代表監査委員との合議によるものでございます。

はじめに、財政健全化判断比率でございます。

審査の対象、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき算定された、健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類。

審査の期日、令和5年7月24日。

審査の実施者、安堵町監査委員 徳久亮太郎、同じく近藤晃一。

審査の方法、審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを主眼において実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、健全化判断比率を算定するための算定様式の記載事項について、関係部局が作成した算定根拠資料、関係証書類等との照合、確認を行った。

さらに、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員から説明及び聴取を実施した。

審査の結果、審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正であると認められた。

各比率は、意見書2ページ以降に掲載しているとおりであります。

それでは、審査結果意見を申し述べます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字比率には該当しない。実質公債費比率及び将来負担比率については健全と言える。

よって、特に是正改善を要する、指摘すべき事項は無い。

次に、資金不足比率について。

審査の対象、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類。

審査の期日、令和5年7月24日。

審査の実施者、安堵町監査委員 徳久亮太郎、同じく近藤晃一。

審査の方法、審査に付された令和4年度決算に基づく資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを主眼において実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、資金不足比率を算定するための算定様式の記載事項について、関係部局が作成した算定根拠資料、関係証書類等との照合、確認を行った。

さらに、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員からの説明及び聴取を実施した。

審査の結果、審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正であると認められた。

比率は、意見書2ページ以降に掲載しているとおりであります。

それでは、審査結果意見を述べます。

令和4年度の水道事業会計、下水道事業特別会計ともに資金不足は生じていないため、資金不足比率には該当しない。

よって、特に是正改善を要する、指摘すべき事項は無かった。

以上です。

議長（浅野 勉） これより、一括質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これで、報告第2号及び報告第3号を終結します。

議長（浅野 勉） 以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

次の本会議は、9月4日午前10時開会です。

一般質問を予定しています。

本日は、これで散会します。

お疲れ様でした。

散 会

午前11時55分
